

平成 28 年度(第 11 期)事業報告書

(自平成 28 年 1 月 1 日 至平成 28 年 12 月 31 日)

今期は当法人創立 10 周年の節目の年であった。10 月に創立 10 周年記念式典を開催し、これまでの 10 年の歩みを振り返り、これからのなのはなを考える良い節目となった。後見業務においては後見制度支援信託及び後見監督人の選任が始まり、弁護士、司法書士という、所謂専門職後見人の方々と後見業務を通じて接する機会を多く得た。後見会計室による財産管理、業務監査の充実、研修会・事例検討会の充実等により、社会の負託に応えるに相応しい法人作りに邁進した一年であった。

一. 事業報告

1. 後見推進委員会

- ① 今期の法定後見新規受任件数は 150 件で係属事件数は 646 件となった。法定後見の累積受任件数は 924 件となった。任意後見の新規受任件数は 14 件、係属事件数は 77 件となった。
- ② 事例検討会ではグループワーク形式を取り入れ、少ない情報からどのような問題点があるかを検討し、改善策を探った。また全員で検討することで会員の考え方や方向性を統一する機会とした。
- ③ 研修会においては年間計画を作成し、後見業務に必要な知識の習得の場とした。
- ④ 会員が相談しやすい環境を作るため、定例会、研修会の後（第 2、第 4 水曜日）の月 2 回とし、相談室を実施した。
- ⑤ 成年後見制度等に関する講演を 18 回行った。
- ⑥ 習志野市、鎌ヶ谷市から委嘱を受け、市民後見人養成講座の企画及び講師派遣を行った。
- ⑦ 新規相談の受付をすべて事務局に統一し、後見推進委員が相談対応者を決定し対応した。また、相談対応時は受任するにあたり守って頂く内容をしっかり伝え、受任後のトラブルを未然に防ぐよう努めた。

2. 業務監査委員会

なのはなの後見レベルの維持、向上のため以下の項目に取り組んだ。

- ① 後見業務の質の維持、向上のため、活動報告書の添付を必須とし、後見推進委員会との連携を強化した。
- ② 後見担当者から後見会計室の財産の引継ぎに際し、全件監査を実施し、トラブル無く法人に引き継ぎを行った。

3. 財産管理委員会

- ① 法人後見としての後見業務の適正化及び継続性を徹底するため、法人として直接、財産管理業務を行うべく後見会計室の設置を計画し、試験運用を開始した。その後順次、担当会員から直接法人に財産管理業務を移行し、年度末までに移行手続を行った。現在は、法定後見案件について、法人後見としての直接、財産管理業務にあたっている。
- ② 本人財産のうち高額な預貯金、権利証等については、引き続き当委員会が直接管理し、貸金庫に保管の上、厳重に管理する体制を維持継続した。
- ③ 保管財産に関する事務報告提出、後見監督人への監督報告等に対応するため、毎月及び臨時に、保管財産の引出し及び通帳記帳業務を行った。
- ④ 被後見人等の重要個人情報であるマイナンバーの管理保管体制を整備し、マイナンバー通知カードの厳重な管理を開始し、厳重に管理体制を固めた。

4. 事務局

- ① 10月22日、三井ガーデンホテル千葉において10周年記念式典を挙行了した。
- ② 定例会及び理事会の日程を見直し、定例会を11回、理事会を11回開催した。
- ③ 正会員の入会者は4名、28年度末会員数は60名となった。
- ④ 賛助会員数は個人が152名、法人・団体が25名、合計177名であった。
- ⑤ 「なのはな通信第4号」を発行した。
- ⑥ なのはなウェブサイトのリニューアル及び管理業務を行った。
- ⑦ セールスフォース（業務管理システム）のリニューアルを行った。
- ⑨ 以上の成果および会員の努力の結果、総収入は1億7,300万円、損益は941万円（税引き前）の黒字を計上することができた。

【別紙】

主な活動実績の推移

(単位：件)

	法定後見受任			任意後見・財産 管理契約受任実数	講演 回数	備考
	新規	終了	実数			
第1期	0	0	0	0	13	
第2期	4	1	3	3	3	
第3期	13	3	13	9	6	7ヶ月間
第4期	20	3	30	20	10	
第5期	66	9	87	28	18	
第6期	93	26	154	31	9	
第7期	139	26	267	41	26	
第8期	147	35	379	56	15	
第9期	144	65	458	76	24	
第10期	148	52	554	66	16	
第11期	150	58	646	77	18	
累 計	924	278			158	

・会員動向

(単位：名)

	期首会員数	新規加入者	退会者	年度末会員数
正 会 員	60	4	4	60
後見担当会員	(49)	(3)	(1)	(51)
賛 助 会 員		177		177

※()内は正会員中、後見担当会員数

賛助会員の会員期間は1月～12月の1年度毎。法人・団体含む。